

近江八幡市立総合医療センター公告

近江八幡市立総合医療センター自動販売機設置について、次のとおり一般競争入札を行うので、公告する。

2019年 2月26日

近江八幡市病院事業管理者 宮下 浩明

1 募集概要

(1) 事業の名称

近江八幡市立総合医療センター自動販売機設置事業

(2) 目的

当医療センター資産を有効活用することにより、新たな歳入を確保するとともに、競争入札制度の導入により、契約の公平性・透明性の確保を図る。

(3) 貸付施設の概要

施設 (所在地)	物件 番号	設置 台数	貸付箇所 位置図	貸付面積	販売形態
近江八幡市立総合医療センター 近江八幡市土田町1379番地	①	1台	仕様書 確認	0.694 m ² (1020×680)	缶・ペット ボトル・ビン
	②	1台		0.666 m ² (900×740)	
	③	1台		0.696 m ² (800×870)	紙パック・ ビン他
	④	1台		0.788 m ² (1050×750)	缶・ペット ボトル
	⑤	1台		1.07 m ² (1150×930)	

※1 休診日は土・日・祝日及び年末年始(12/29～1/3)です。

※2 空缶等の回収ボックスを必ず併設してください。

※3 貸付する物件は、飲料用自動販売機(酒類不可)の設置以外の用途で使用することはできません。

※4 自動販売機の主な利用者は、施設利用者(患者・付添者・見舞客)、職員です。
(● 設置番号①、⑤、の主な利用者は職員です。)

※5 入札申込にあたっては、必ず現地の現状等を確認されたうえでお申込ください。
(事前連絡により随時希望の物件<場所>をご案内します。)

※6 物件番号①～⑤の全てを同一設置事業者で募集する。

(4) 募集の仕様

別紙「仕様書」のとおり。

(5) 貸付期間(使用許可期間)

① 契約期間は2019年4月1日～2022年3月31日までとする。(3年間)

② 契約期間中での契約内容の変更はできませんのでご承知おきください。

③ 貸付期間終了後の契約相手は、再度入札を行い決定する予定です。

2 入札参加資格要件

参加する事業者は、次に掲げる要件をすべて満たす法人又は個人に限ります。

① 次のアからカまでのいずれにも該当しない者であること。

ア) 成年被後見人

イ) 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治29年法律第89号)

第 11 条に規定する準禁治産者

- ウ) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - エ) 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - オ) 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - カ) 破産者で復権を得ない者
- ② 次のアからカまでのいずれにも該当しない者（アからカまでのいずれかに該当する者であって、その事実があった後 3 年を経過した者を含む。）であること。
- ア) 近江八幡市立総合医療センター若しくは近江八幡市との契約の履行に当たり、故意に工事又は製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ) 近江八幡市立総合医療センター若しくは近江八幡市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し又は不正の利益を得るために連合した者
 - ウ) 落札者が近江八幡市立総合医療センター若しくは近江八幡市と契約を締結すること、又は近江八幡市立総合医療センター若しくは近江八幡市との契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 2 第 1 項の規定により近江八幡市立総合医療センター若しくは近江八幡市が実施する監督又は検査に当たり、職員の職務の執行を妨げた者
 - オ) 正当な理由なく近江八幡市立総合医療センター若しくは近江八幡市との契約を履行しなかった者
 - カ) アからオのいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ③ 近江八幡市暴力団排除条例（平成 23 年近江八幡市条例第 25 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までに該当しない者であること。（落札者となった場合には、必要に応じて別に定める誓約書、役員名簿の提出及び当該役員について警察当局に照会することについて、あらかじめ了知すること。）
- ④ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者（その事実がなくなった後 2 年間を経過しない者を含む）でないこと。
- ⑤ 入札参加資格確認に必要な書類を提出する時に国税、都道府県税、市税を滞納していないこと。

3 入札参加申込みの受付場所及び日時

(1) 場所

近江八幡市立総合医療センター 総務課 施設担当事務所

(2) 日時

2019 年 3 月 1 日（金）から 2019 年 3 月 7 日（木）まで

なお、受付は、土・日・祝日を除く 9 時 00 分から 16 時 30 分までとする。

4 入札執行の場所及び日時

(1) 場所

近江八幡市立総合医療センター 2 階 第 1 会議室

(2) 日時

2019 年 3 月 14 日（木） 14 時 30 分

（上記各入札の 30 分前から受付）

5 入札保証金

免除

6 入札の無効

次に該当するときは、その入札は無効とします。

- ① 入札を取り消すことができる制限行為能力者の意思表示であるとき。
- ② 入札者が2以上の入札をしたとき。
- ③ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上を代理して入札したとき。
- ④ 入札者が連合して入札したとき、その他入札に関して不正の行為があったとき。
- ⑤ 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
- ⑥ 入札に際しての注意事項に違反した入札をしたとき。
- ⑦ 最低納付率を下回った入札を行ったとき。

7 募集要領等の公表

(1) 公表方法

本設置事業に関する募集要領等は、近江八幡市立総合医療センターのホームページで公表します。

(2) 公表期間

2019年2月26日(火)～2019年3月7日(木)

(3) 公表資料

- ① 募集要領
- ② 仕様書
- ③ 様式集
- ④ 行政財産使用許可申請書

※ 上記書類が必要な場合は、各自、近江八幡市立総合医療センターのホームページよりダウンロードしてください。

近江八幡市立総合医療センターのホームページアドレス <http://www.kenkou1.com/>

8 その他

その他本設置事業の参加に必要な事項は、別紙、近江八幡市立総合医療センター「自動販売機設置事業者」募集要領を確認してください。

9 問い合わせ先

〒523-0082 近江八幡市土田町1379番地

近江八幡市立総合医療センター 総務課管理グループ(担当:堀井)

TEL: 0748-33-3151(代)

FAX: 0748-33-4877(代)

E-mail: kanri@city.omihachiman.lg.jp